

1. 過疎地域の要件について

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める「過疎地域」の要件のうち、別海町が満たした主な要件は以下のとおりです。

種 類	指 標	基準値	追加公示 (R2 国調)	別海町	
人口要件(長期①)	人口減少率 (長期:40年間)	人口減少団体平均 から5ポイント控除 した率	財政力指数が 0.40以下の場合 25%以上減少 (S55→R2)	▲25% (▲24.45% 四捨五入)	○
財政力指数が 全市町村 平均以下の場合					
財政力要件	財政力指数 (直近3カ年平均)	全市町村平均	0.51以下 (H30～R2)	0.30	○

2. 過疎地域に対する支援措置について

主な支援措置は以下のとおりです。

- (1) 過疎対策事業債の発行(充当率100%、元利償還金の70%を普通交付税措置)
- (2) 国庫補助率のかさ上げ(教育施設、児童福祉施設などの整備)
- (3) 国税の減価償却の特例(設備投資を行った際の建物等の資産について、通常の償却額に加え、取得価額の一定割合を損金に計上)
- (4) 地方税の減収補填措置(事業用資産の取得において、条例に基づき課税免除等を行った場合、地方税の減収分の75%を普通交付税で補填)

※<(4)地方税の減収補填措置の概要>

項 目	内 容			
税 目	固定資産税、事業税、不動産取得税			
取得価額	対象業種	事業者の規模(資本金)		
		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業、 情報サービス業等	500万円以上		
対 象	機械・装置、建物・附属設備、構築物の 新增設、制作、改修等に係る取得		機械・装置、建物・附属設備、構 築物の新增設に係る取得	